

グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見

—わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—

【概要】

2008年4月15日
(社)日本経済団体連合会

I. 現状と課題

1. わが国企業が直面している課題

**わが国企業の海外投資の増加 ⇒
海外投資活動に関する障壁の削減・撤廃が重要に**

- 外資規制・合弁要求(金融、小売業、物流サービス等)
- 事業内容の制限、自由・円滑な送金の制約
- 許認可等行政手続の恣意的運用・遅延
- 法令・政策の恣意的・突然の改廃
- 知的財産権侵害、二重課税、社会保険料の二重負担
- 査証発給手続きの遅れ、その国固有の基準・規格等

2. わが国政府の投資に関する協定への取組みの現状

- **締結済**
投資保護を主な目的とする協定(9カ国)
投資自由化を含む協定、投資章を含むEPAの締結(12カ国)
- **交渉中**
日中韓投資協定
二国間投資協定(サウジアラビア、ウズベキスタン)
EPA(インド、豪州、スイス)
- **多国間投資ルール**
WTOドーハ・ラウンド枠組合意(2004年)で交渉対象化断念以来、取組みなし

3. 法的基盤の整備に向けたわが国の課題

- **協定数**
日本の投資協定/EPA数:21(欧米諸国等に比べ大きく遅れ)
⇒ 独135 中国120 英国102 仏98 韓国85 米国49
世界全体では2573の投資協定(2006年末)
⇒ 投資保護を主な目的とする協定や友好通商条約等すらない投資先が多く残され、法的保護が不十分
- **東アジア地域**
二国間EPAの投資自由化のレベルは現状維持
投資に関する多国間の法的基盤の整備は今後の課題
・日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定でも投資自由化は将来の課題
・日中韓投資協定は未締結
- **近年の協定内容**
必ずしも十分でないものあり(相手国により、投資仲裁条項が盛り込まれない、投資の範囲に制限、パフォーマンス要求禁止がTRIMs(WTO貿易に関連する投資措置に関する協定)の範囲に留まる等)。
- **租税条約、社会保障協定**
投資協定/投資章を含むEPAだけでは、直面する問題の全てを解決することは不可能

II. グローバルな投資環境の整備に向けて

1. 投資に関する質の高い法的基盤の早急な整備

(1) 投資の保護・自由化の推進

多国間ルールの整備

WTO次期ラウンドにおいて投資を交渉対象とすべく働きかけるべき
そのためには、ドーハ・ラウンドの早期妥結が必要

① 交渉中の協定の早期妥結

例: 日中韓投資協定、日豪EPA、日印EPA、日サウジアラビア投資協定

② 投資章を含むEPA/投資協定交渉の開始

■ 盛り込むべき内容

投資家対国家の仲裁条項、公正衡平待遇義務、外資参入の自由化、投資活動の円滑化、アンブレラ条項等

■ EPA締結の可能性の検討

戦略的に重要な国(貿易・投資関係が深い国)
わが国の競争条件が第三国に劣する国

■ 二国間投資協定の位置づけ

早急に投資保護・自由化の法的な担保を要する場合
⇒ EPAの前段階と位置付け、投資協定の先行も選択肢
短期間で質の高い内容に合意することが困難な場合
⇒ 質の高い内容に改訂する根拠規定を整備

A) 投資が比較的多く、投資保護・自由化の必要性が高い国

例: ブラジル、南ア、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ベネズエラ、コロンビア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ルーマニア

B) 国益の観点から投資の保護・自由化を進めるべき国

例: アルジェリア、ナイジェリア、イラン、クウェート、オマーン、バーレーン、カタール、ペルー、パナマ、ポリビア、ウクライナ、カザフスタン、イスラエル、アンゴラ

③ 既存の協定の見直し

例: 中国、ロシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、トルコ、香港、パキスタン、スリランカ、エジプト、モンゴル

(2) 租税条約・社会保障協定の締結等の推進

租税条約

II 1(1)に例示した国を含め、わが国からの投資が多い・今後の増加が見込まれる国
APA(資産利益配分等の事前確認制度)の導入が必要(特にブラジル、インドネシア)
投資所得(配当、利子、使用料(著作権・特許料))に対する源泉地国課税の減免

社会保障協定

二重払いが発生している、あるいはその恐れが高い国
例: イタリア、ブラジル、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、フィリピン、メキシコ、ポーランド、ギリシャ、その他、II 1(1)に例示した国

2. ビジネス環境整備のための官民協議・対話の推進

東アジア諸国、II 1で例示した国等、事業展開にあたり課題の多い国
EPA・投資協定の一環として、または先行して民間から改善要望等を継続的に提起できる枠組を整備
既存の枠組が存在する場合には、具体的な課題の解決にとって有効なものとなるよう、適宜見直し